



重要事項説明書

2016年12月1日以降
始期契約用

この書面では、三井ダイレクト損保の「e入院保険スーパープラス(医療保険)」に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。


読み方のご説明

- 契約概要** ▶ 保険商品の内容をご理解いただくための事項です。
- 注意喚起情報** ▶ ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項です。
-  **の項目** ▶ 「約款のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。
- 青色の文字**の用語 ▶ 下記の「保険用語のご説明」をご参照ください。

- ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「約款のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。必要に応じて当社Webサイトに掲載の「約款のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照いただくか、当社お客さまセンターにご請求ください。
- 「約款のしおり(普通保険約款・特約)」には、普通保険約款・特約のほか、のマークに記載の項目等を記載しています。

保険用語のご説明

「約款のしおり(普通保険約款・特約)」にも「保険用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

 1回の入院、事故、疾病、手術、傷害、身体障害、責任開始期、治療、入院、払込期日、保険期間、保険始期日



約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象者等	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
保険金	保険金	普通保険約款および保険契約にセットされる特約により支払われるべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。 ※継続証を発行している場合は、保険証券と同じ保険金額を継続証にも記載しています。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	契約情報画面等	当社がインターネット上に掲示する契約情報揭示および入力画面をいいます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の仕組み 契約概要

この「重要事項説明書」では、e入院保険スーパープラス(医療保険)について説明しています。基本となる補償、セットすることができる特約(任意セット特約)、自動的にセットされる特約(自動セット特約)は次のとおりです。

(※)この保険は、インターネット専用の商品です。お電話や申込書等での申し込みはできません。

基本となる補償		自動セット特約	任意セット特約
入院の補償 	傷害の補償	長期入院保険金 補償特約	入院時一時保険金 補償特約 特定疾病入院保険金 補償特約
	疾病の補償		
手術の補償 			手術保険金補償特約
その他の特約		自動継続特約 クレジットカードによる 保険料払込みに関する特約	無事故返れい金特約

【保険契約者、被保険者の範囲】

保険契約者	当社と保険契約を締結し、ご契約上の権利(契約内容の変更の請求権等)と義務(保険料の払込み義務等)を有する方をいいます。当社では、 (a)お申込み時点での満年齢が20～70歳(継続後契約の場合は継続後契約の保険始期日時点での満年齢が80歳以下)であること (b)お申し込み時点で、日本国内にお住まいであること の2つの要件をいずれも満たす方を設定いただきます。
被保険者	保険の補償を受けられる方をいい、 保険契約者 本人に限ります。 保険始期日時点での満年齢が20～70歳の方を設定いただきます。 ただし、 被保険者 の方の現在の健康状態、過去の傷病歴、 他の保険契約等 の加入状況などによりましてはお引受けできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。 また、継続後契約の場合は、保険始期日時点での満年齢が80歳以下の方に限ります。

(2)基本となる補償等

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は次のとおり構成されています。保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
入院の補償	傷害入院保険金 ※自動セット 責任開始期以後に被った傷害を直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、その傷害の治療を目的として入院された場合に、「1回の入院」につき60日を限度として、入院1日につき傷害入院保険金額(日額)を被保険者にお支払いします。 ただし、保険期間を通じて1,095日が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始期より前に被った身体障害の治療を目的として入院または治療を直接の目的として手術を受けた場合。ただし、責任開始期から2年以上経過してからの入院・手術は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。 「1回の入院」につき入院日数が60日を超えた場合。(超えた日数分については保険金をお支払いしません。ただし、「1回の入院」が120日、180日、240日に達した場合はそのたびごとに長期入院保険金をお支払いします。)複数回入院された場合でも、原因となる疾病または事故が同一である場合にはそれらの入院を合わせて「1回の入院」とみなします。(退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とします。)また、2以上の事故による傷害を原因とする入院が重複した場合や、疾病による入院中に異なる疾病を併発した場合など、複数の原因によって継続して入院している場合についても、「1回の入院」とみなします。 妊娠または出産による入院の場合。ただし、当社が異常分娩と認めた場合には保険金をお支払いします。 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故の場合。酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故の場合。 など
	疾病入院保険金 ※自動セット 責任開始期以後に被った疾病を直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、その疾病の治療を目的として入院された場合に、「1回の入院」につき60日を限度として、入院1日につき疾病入院保険金額(日額)を被保険者にお支払いします。 ただし、保険期間を通じて1,095日が限度となります。	
	長期入院保険金 ※自動セット 「1回の入院」につき入院 ^(注) 日数が120日、180日、240日に達した場合に、そのたびごとに、長期入院保険金額(傷害入院保険金額(日額)または疾病入院保険金額(日額)の20倍)を被保険者にお支払いします。 (注)支払限度日数の適用がないとした場合に、傷害入院保険金または疾病入院保険金の支払の対象となる入院に限ります。	
手術の補償	手術保険金 責任開始期以後に被った傷害・疾病を直接の原因として、その治療を直接の目的として保険期間中に手術を受けられた場合に、手術の種類に応じて傷害入院保険金額(日額)または疾病入院保険金額(日額)の10倍、20倍または40倍を被保険者にお支払いします。	

各補償・特約のお支払いする保険金とその額、保険金をお支払いしない主な場合

②主な特約の概要 契約概要

契約時のお申出にかかわらず保険種類や契約条件に応じて自動的にセットされる<自動セット特約>と、任意にセットできる<任意セット特約>があります。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

自動セット特約	自動継続特約 保険期間満了日の14日前までに、保険契約者または当社のいずれか一方より別段の意思表示がなく、保険期間満了日時点での被保険者の満年齢が80歳以下のときは、この保険契約は同一の補償内容で継続されます。
	クレジットカードによる保険料払込みに関する特約 保険料の払込みをクレジットカード払とする場合にセットされる特約です。
任意セット特約	入院時一時保険金補償特約 傷害入院保険金または疾病入院保険金が支払われる入院をし、その入院が2日を超えて継続した場合に、入院時一時保険金額を被保険者にお支払いします。ただし、お支払いするのは「1回の入院」につき1回が限度です。
	特定疾病入院保険金補償特約 責任開始期以後に被った特定疾病を直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、その特定疾病の治療を目的として保険期間中に入院した場合に、「1回の入院」につき60日を限度として、入院1日につき特定疾病入院保険金額(日額)を被保険者にお支払いします。ただし、保険期間を通じて1,095日が限度です。 対象となる特定疾病とは
	無事故返れい金特約 被保険者が保険期間満了時に生存し、保険料の全額の払込みが完了しており、かつ保険期間中に傷害入院保険金または疾病入院保険金が支払われる入院の開始がなかった場合は、保険期間満了後、保険契約者のお申し出により無事故返れい金をお支払いします。

③補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

当社の医療保険は、特約も含め定額保険のため、補償内容が同様の他の保険契約等の存在や他の保険契約等の内容に関係なく、支払事由が発生すれば約定された保険金額が支払われますので、補償の重複はありません。

④保険金額の設定 契約概要

傷害入院保険金額(日額) 疾病入院保険金額(日額)	5,000円から10,000円まで千円単位でお決めいただけます。 (傷害入院保険金額(日額)および疾病入院保険金額(日額)は同額となります。)
手術保険金額	手術の種類に応じて、傷害入院保険金額(日額)または疾病入院保険金額(日額)の10倍、20倍、40倍のいずれかの額となります。
長期入院保険金額	傷害入院保険金額(日額)または疾病入院保険金額(日額)の20倍の額となります。
入院時一時保険金額	30,000円となります。
特定疾病入院保険金額(日額)	疾病入院保険金額(日額)と同額となります。
無事故返れい金額	傷害入院保険金額(日額)または疾病入院保険金額(日額)の20倍の額となります。

お客さまが実際に契約する保険金額(日額)については、当社Webサイトの[契約情報画面等](#)でご確認ください。

⑤保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

●保険期間：10年間

●補償の開始(責任開始期)：保険始期日(注)の午前0時(継続後契約の場合は、保険始期日の午後4時)

(注)当社Webサイトでお申込みいただいた日(申込日)の翌日からその日を含めて7日後(継続後契約の場合は、継続前契約の保険期間満了日)

保険期間開始後でも、当社が第1回保険料を領収する前に保険金支払事由が生じた場合または保険金支払事由の原因が生じた場合には保険金をお支払いできません。(継続後契約において所定の猶予期間内に領収した場合を除きます。)なお、所定の猶予期間内に第2回以降(継続後契約の場合は、第1回以降)の保険料の払込みがなく保険契約が失効した場合において、保険契約者から復活の請求があり、所定の手続きのうえ、所定の期日までの未払込保険料を一括して当社に払い込みいただき、当社が復活の承認をしたときは復活日(失効期間が複数ある場合は最後の復活日)が責任開始期となります。

●補償の終了：保険期間満了日の午後4時

(※)保険期間満了日の14日前までに、保険契約者または当社のいずれか一方より別段の意思表示がなく、保険期間満了日時点での被保険者の満年齢が80歳以下のときは、このご契約は継続されます。

 [自動継続について](#)

(3)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、被保険者の年齢、保険金額、特約の有無および内容によって決定されます。

お客さまが実際に契約する保険料については、当社Webサイトの[契約情報画面等](#)でご確認ください。

なお、ご契約いただいた保険料は、保険証券でご確認ください。(継続証を発行している場合は、継続証でご確認ください。)

②保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

「月払」(注1)の「クレジットカード払」(注2)のみとなります。


(注1)ご契約と同時に全額をお払い込みいただく一時払や1年ごとに払い込みいただく年払はありません。

(注2)口座振替方式やコンビニエンスストア払方式はできません。

保険料の払込期間は、保険期間と同じ10年間です。(保険料の払込免除の制度および保険料の自動振替貸付制度はありません。)

③保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

第2回以降の保険料は毎月の払込期日までに払い込みください。払込期日の翌月末日までに払込みがない場合、払込期日の翌日以降保険契約は失効し、保険金をお支払いすることはできなくなりますので、ご注意ください。(継続後契約の第1回保険料の払込期日は、保険始期日が属する月の末日になります。払込期日の翌月末日までに払込みがない場合、継続前契約の保険期間満了日に遡って失効し、保険金をお支払いすることはできなくなりますので、ご注意ください。)

 [保険料の払込時期等](#)

失効	第2回以降の保険料が猶予期間内(当該保険料の払込期日の属する月の翌月末日まで)に払い込まれないときには、ご契約はその保険料の払込期日の翌日(失効日)から失効します。(継続後契約の第1回保険料が猶予期間内に払い込まれないときには、ご契約は継続前契約の保険満了日(失効日)から失効します。)失効中に保険金支払事由が生じた場合、保険金をお支払いすることはできません。
復活	失効日から6か月以内は保険契約者は保険契約の復活の請求が可能であり、当社が承認した場合は保険契約を復活することができます。この場合には当社から保険契約者に当社所定の告知書をお送りしますので、ご記入いただき、所定の期日までに当社にご返送ください。また、所定の期日までの未払込保険料を一括して払い込みいただきます。告知いただく内容によりましては復活できない場合もありますのでご了承ください。また、返れい金がある場合で、既に保険契約者が返れい金を請求された後は復活を請求することはできません。なお、復活した場合でも、復活日(当社所定の日。失効期間の終了する翌日)の前日までに保険金支払事由が生じた場合または保険金支払事由の原因が生じていた場合は保険金をお支払いできません。

(4) 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

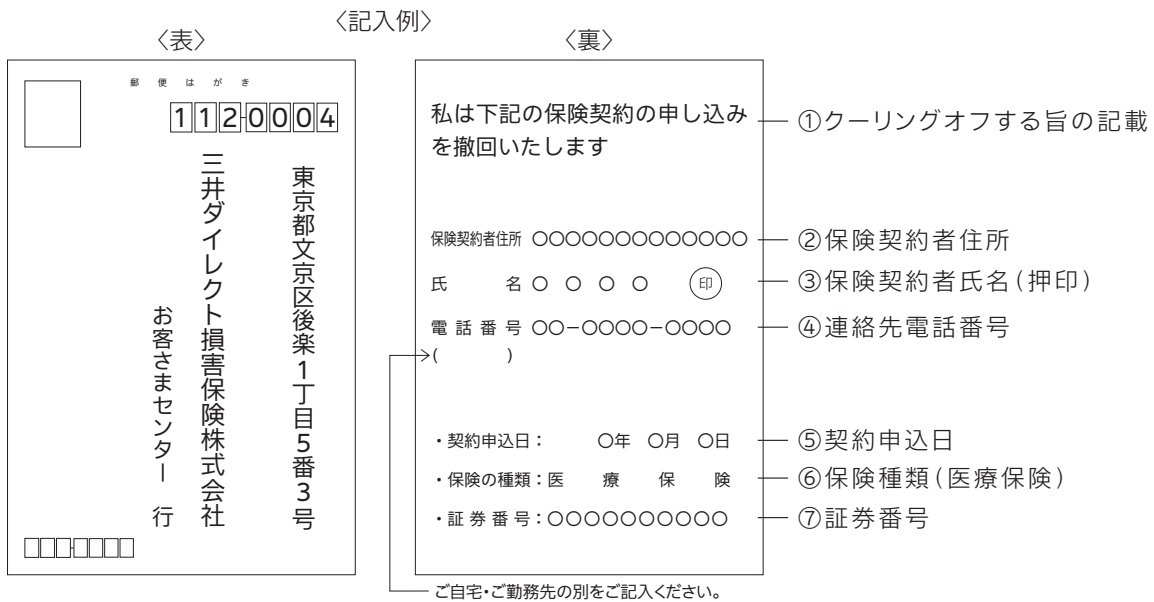
2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(当社Webサイトの契約情報画面等の入力上の注意事項) 注意喚起情報

- ① 保険契約者や被保険者には、ご契約時に、現在の健康状態等重要な事項(告知事項)^(注)について、当社Webサイトの契約情報画面等から当社に正確に告知いただく義務(告知義務)があります。また、告知いただく重要な事項のうち、被保険者の年齢、現在の健康状態、過去の傷病歴、他の保険契約等の加入状況等の入力事項については、当社がご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事項となります。(他の保険契約者の方との公平性を保つために、現在の健康状態や過去の傷病歴、他の保険契約等の加入状況などによりましては、ご契約をお断りすることがあります。契約締結後においても、他の保険契約等との重複により、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるときは、ご契約を解除することがあります。)
(注) 当社Webサイトの契約情報画面等において「告知事項」である旨表示しております。
- ② 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。また、責任開始期から2年を経過していても、保険金の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による無効を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始期からの年数は問いません。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも無効となることがあります。)また、既に払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。
(注) 正しく告知いただいた結果、ご契約をお引き受けする場合でも、責任開始期において既に発病している病気につきましては保険金をお支払いできません。ただし、責任開始期から2年を経過した後の入院や手術につきましては保険金をお支払いできることがあります。
- ③ お申込みの際は、必ず保険契約者ご本人が、契約情報画面等にありのままを正しくご入力願います。なお、当社にお電話いただき口頭にてお話しされただけでは、当社に申し出ていただいたことにはなりませんので、必ず契約情報画面等にてご入力願います。
- ④ ご契約のお申込み後または保険金のご請求の際、告知いただいた内容についてご確認させていただく場合があります。
- ⑤ お申込みの前に、契約情報画面等の入力事項に誤りがないか、再度ご確認願います。

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

- ・ ご契約のお申込み後でも、「保険証券兼領収証」^(注)を受領された日から8日以内であれば、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。ただし、既に保険金をお支払いする事由が生じているにも関わらずお申出の場合は、効力は生じません。
(注) お手元に届いていない場合は、当社お客さまセンターにお問い合わせください。
- ・ 継続後契約は、クーリングオフを行うことができません。
- ・ 当社「お客さまセンター」宛に、次の記入例のとおり、必ず郵便(書面)でお申出ください。(お電話・FAX・メール等でのお申出はできません。)
(注) 返還保険料振込口座は、後送する「変更届出書」にご記入いただきますので、書面への記入は不要です。
- ・ クーリングオフした場合、既に払い込まれた保険料は返還します。またクーリングオフによる損害賠償金や違約金は不要です。



(3) 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意 注意喚起情報

当社は、「e入院保険スーパープラス(医療保険)」の新規販売を停止したため、新たな契約の申込みはできませんのでご注意ください。

- ①現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
 - ・多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額より少ない金額となります。
- ②新たな契約(医療保険)の申込みをされる場合のご注意事項
 - ・被保険者の健康状態等により、新たな契約をお引き受けできない場合があります。
 - ・新たな契約の保険期間の開始時より前に生じている傷害や疾病に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・新たな契約の保険始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用され、新たな契約の普通保険約款・特約が適用されます。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
 - ・新たな契約では、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率・予定入院発生率等が、現在のご契約と異なることがあります。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

次のいずれかに該当する事項が生じた場合は、当社お客さまセンターまで至急ご連絡ください。

- ①住所を変更される場合^(注)または結婚等によりお名前の変更をされる場合等(ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができない場合があります。)

(注)住所変更は、当社Webサイト契約者向けページ(Myホームページ)でもお手続き可能です。
 - ②お申込み時に告知いただいた事項または年齢・性別等に訂正がある場合
 - ③その他以下に該当する場合
 - ・保険料お支払いのクレジットカードの変更
 - ・保険契約者(被保険者)の死亡(この場合、保険契約は失効します。)
 - ・保険証券または継続証の紛失 等
- (※)ご契約内容の変更について

当社規定によりお取扱いができないものもありますので、詳しくは当社お客さまセンターにお問い合わせください。(保険金額(日額)の増額または減額、特約の中途解約または中途セットはできませんのでご了承ください。)

(2) 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、当社お客さまセンターにご連絡ください。

解約返れい金の額は、保険始期日時点の被保険者の年齢、保険金額、特約の有無、解約までの経過期間等によって異なりますが、お支払いできる場合でも払込み保険料の合計額よりも少額となります。

(3) 被保険者からの解約 注意喚起情報

当社の医療保険では、被保険者を保険契約者本人に限っておりますので、被保険者が保険契約者以外の方で一定の要件に合致する場合において、被保険者から解約を求められたときは保険契約者は保険契約を解約しなくてはならない取扱い(被保険者による保険契約の解除請求)は、ありません。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり、当社もこの制度に加入しております。医療保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっており、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、無事故返れい金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻後の予定利率見直し等により、当初定められていた金額の90%を下回る場合があります。

(2) 個人情報に関する取扱い **注意喚起情報**

①個人情報の利用目的

本契約で取得した個人情報を、次の目的および下記③に掲げる目的に必要な範囲を超えて利用しません。

- (A) 当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・ご提供(契約の引受審査、維持・管理を含みます。)を行うため
- (B) 保険金請求に係る保険事故の調査(関係先への照会等を含みます。)・保険金の支払い、保険事故に係る各種付帯サービスのご案内またはご提供を行うため
- (C) 当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内のため
- (D) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融商品・サービスの開発・研究のため
- (E) キャンペーン等の抽選やプレゼント・賞品の送付のため
- (F) その他、お客さまへの情報提供等お取引を適切かつ円滑に履行するため

保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

②個人情報の提供先

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に、個人情報を提供する場合があります。

③共同利用

(A) 契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

- (B) 当社は、MS & ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社がグループ会社の経営管理を行うため、同社との間で、個人情報を共同利用することがあります。詳細につきましては、MS & ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社のホームページをご覧ください。

④当社は、インターネットまたはお電話を通じてご申告いただいた内容を、録音・記録・保存しています。

 契約内容登録制度

(3) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

当社取扱代理店は、原則として、保険契約締結の媒介を行い、保険契約締結の代理権・保険料領収権および告知受領権は有していません。

(4) 重大事由による解除

次の場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- (A) 当社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
 - (B) 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合。
 - (C) 暴力団関係者その他の反社会的勢力^(注)に該当すると認められた場合等。
 - (D) 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 - (E) 上記のほか、(A)～(D)と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。
- (注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(5) 保険金支払事由が生じた場合

保険金支払事由が生じた日からその日を含めて30日以内に、当社安心センターまでご通知ください。また、保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類や、「約款のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時に提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 保険金のご請求時に提出いただく書類について、代理請求人制度

＜保険会社等の相談・苦情・連絡窓口＞	＜指定紛争解決機関＞ 注意喚起情報
<p>＜ご契約に関するご質問・変更のお手続き＞ お客さまセンター：0120-312-830 (受付時間:平日9:00～18:00)</p>	<p>当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。</p>
<p>＜保険金支払事由が生じた場合＞ 安心センター：0120-312-371 (受付時間:平日9:00～17:00)</p>	<p>当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。</p>
<p>＜保険に関する相談・苦情・お問い合わせ＞ お客さま相談デスク：0120-312-770 (受付時間:平日9:00～17:00)</p>	<p>一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 電話番号 0570-022808[ナビダイヤル] (受付時間:平日 9:15～17:00) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (http://www.sonpo.or.jp/)</p>